解散公告（第三回）

当公社は、福岡県知事の認可により平成二十四年三月三十日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

福岡県大川市大字酒見二五六番地一

大川市土地開発公社

清算人　福永　寛

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第三十一条の規定による存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

長崎県松浦市福島町塩浜免二九九三番地五〇

財団法人福島町振興公社

代表清算人　太田　末男

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

熊本県菊池郡大津町大字森一〇〇〇番地

財団法人大津町体育施設等管理公社

代表清算人　木村　誠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十一月一日開催の理事会の決議並びに大分県知事の許可により、平成二十四年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

大分県別府市西野口町八番三〇号

財団法人永生会

代表清算人　永見　愛治

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

宮崎県日南市園田二丁目一番地一

財団法人宮崎県南地域新地場産業創出センター

代表清算人　田原　義人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月十七日開催の理事会及び臨時総会において解散を決議し、平成二十四年二月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年三月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年四月六日

鹿児島市南栄三丁目一二番

社団法人鹿児島県茶市場

清算人　北郷　栄

配当公告

群馬県伊勢崎市宮子町二九四五番地三

破産者　堤　一正

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十三年（フ）第一八一号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金六五、八四二、一六六円

一、配当することのできる金額

金一五、八三一、六〇四円

平成二十四年四月六日

群馬県前橋市大友町一丁目三―二東和ビル三階　破産管財人　弁護士　齋藤　守永

配当公告

群馬県伊勢崎市宮子町三三三〇番地

破産者　有限会社堤製作所

右の者に対する前橋地方裁判所平成二十三年（フ）第一八〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一〇三、六二〇、四二〇円

一、配当することのできる金額

金五二、六〇一、九五三円

平成二十四年四月六日

群馬県前橋市大友町一丁目三―二東和ビル三階　破産管財人　弁護士　齋藤　守永

配当公告

千葉市稲毛区天台二丁目七番三号

破産者　株式会社天台組

右の者に対する千葉地方裁判所平成二十三年（フ）第二二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般債権　金七四七、六五三、九一四円

優先債権　金九、二三、三四五円

一、配当することのできる金額

一般債権　金九、六九〇、三三九円

優先債権　金九、二三、三四五円

平成二十四年四月六日

千葉市中央区中央四丁目一三番一三号なのはなビル二階　破産管財人　西谷　升孝

配当公告

福井県越前市小松二丁目四番二号

破産者　株式会社吉田六太夫木材

右の者に対する福井地方裁判所平成二十三年（フ）第二〇九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金一八二、五一九、〇七四円

一、配当をすることができる金額

金一五、一六七、七四七円

平成二十四年四月六日

福井市春山一丁目三番四号藤井ビル一階

破産管財人　森口　功一

配当公告

愛知県名古屋市北区如意五丁目二七番地

破産者　名古屋仮設株式会社

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年（フ）第一六五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二四五、六五七、九二六円

（内優先債権額　金三、六二八、八〇〇円）

一、配当をすることのできる金額

金二四、三八〇、一一五円

（内優先債権額　金三、六二八、八〇〇円）

平成二十四年四月六日

名古屋市東区泉一丁目一番三一号吉泉ビル五階　破産管財人　中島　健一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍札幌市白石区北郷二条一三丁目三番、最後の住所札幌市白石区北郷二条一三丁目三番三九号　被相続人　亡　川上　明彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

事務所札幌市中央区大通西一三丁目四番地一〇二レジディア大通公園三階　亀山・近藤法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　健大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県酒田市日吉町二丁目三〇番地六、最後の住所山形県酒田市日吉町二丁目四番二一号　被相続人　亡　井山　雅子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

山形県酒田市千石町一丁目八番一五号

相続財産管理人　新井野裕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県那須烏山市八ケ代三〇六番地、最後の住所栃木県宇都宮市千波町一七番一一号　被相続人　亡　小池　雅代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年四月六日

栃木県宇都宮市操町四―五　ＨＯＴＡＫＡビル三階　ほたか総合法律事務所

相続財産管理人　亀岡　弘敬